

平成 29 年 9 月 20 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
 会社名 株式会社 モブキヤスト
 代表者名 代表取締役社長 藪 考樹
 (コード番号 : 3664 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 佐武 利治
 (TEL.03 - 5414 - 6830)

**第三者割当による行使価額修正条項付第 27 回新株予約権及び
 行使価額修正条項付第 28 回新株予約権（行使条件付）の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 9 月 20 日付の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第 27 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 28 回新株予約権（行使条件付）（以下個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 10 月 6 日
(2) 発行新株予約権数	24,000 個 第 27 回新株予約権 12,000 個 第 28 回新株予約権 12,000 個
(3) 発行価額	第 27 回新株予約権 1 個当たり 679 円 第 28 回新株予約権 1 個当たり 361 円 (本新株予約権の払込総額 12,480,000 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：計 2,400,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 第 27 回新株予約権 1,200,000 株 第 28 回新株予約権 1,200,000 株 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は計 2,400,000 株です。
(5) 資金調達の額	1,977,480,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 27 回新株予約権 825 円 第 28 回新株予約権 825 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、第 27 回新株予約権 495 円、第 28 回新株予約権 660 円（それぞれの本新株予約権に係る各別紙発行要項第 13 項による調整を受けます。）

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	<p>以下「下限行使価額」といいます。)</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。ただし、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。</p>
(8) 譲渡制限及び行使数量 制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）において、下記の内容について合意します。</p> <p>① 新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。</p> <p>② 新株予約権の譲渡制限</p> <p>割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を第三者に譲渡する</p>

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	ことは妨げられません。
(9) 本新株予約権の行使期間	平成29年10月10日から平成31年10月9日（ただし、それぞれの本新株予約権に係る各別紙発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使及び行使条件等について規定した覚書（以下「覚書」といいます。）を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

世界のゲーム市場規模は依然拡大を続けており、平成27年から平成31年にかけて6.6%成長する見込みであります。平成28年のその市場規模は約11兆6,034億円（9,960億ドル；平成28年12月末レートを参考し1ドル=116.5円として換算）であり、市場シェアは中国、日本を含むアジア太平洋地域が46.8%、アメリカ、カナダの北米地域が25.5%、ドイツ、イギリスを含む西ヨーロッパが17.4%を占めています。平成27年から平成28年の地域別の成長率については、北米は4.1%、西ヨーロッパは4.4%であるのに対し、アジア太平洋地域は10.7%であり、シェアの大きいアジア太平洋地域を中心に、ゲーム市場の拡大はこの先も続くものと見込まれます。（平成28年Newzoo社調べ。）

そのような中、モバイルゲームにおいては、かつて主流であったブラウザゲームからネイティブアプリゲームにスマートフォンゲームの主流がうつり、また、中国をはじめとする海外のゲーム市場も日本をしぶぐ規模となり、当社といたましても、平成25年よりネイティブアプリゲームの開発体制を整え、また、翌平成26年よりグローバル展開の準備を進めており、平成29年5月には中国Capstone社と共同で開発した「モバサカ CHAMPIONS MANAGER」の中国での配信を開始し、着実に成果が出始めております。さらには、国内においては「モバプロ2 レジェンド（旧称「Project LEGEND」）」の配信が平成29年5月に開始し、また同8月にはテレビCMを実施し売上拡大を図っております。

今般の資金調達につきましては、平成28年11月15日の取締役会決議により発行した第三者割当による新株予約権により調達した資金により開発した「モバプロ2 レジェンド」等に続く新規ゲームタイトルの開発及び国内外での配信をさらに加速させるとともに、平成29年4月に設立した、IP（※）やエンターテインメントコンテンツの取得、再生を行う子会社株式会社モブキャスト・エンターテインメントのM&A資金に充当する予定であります。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なお、今般発行する新株予約権につきましては、第 27 回新株予約権により、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の IP 等の取得、子会社における将来想定する M&A のための足元の資金を確保することで、来期以降の成長のための案件契約を確実に取得いたします。さらに、第 28 回新株予約権につきましては、行使条件として四半期会計期間の営業黒字を設定し、かつ下限行使価額を当初行使価額の 80%（第 27 回新株予約権の下限行使価額は当初行使価額の 60%）とすることで、平成 28 年の資金調達時の目的である当社の業績向上を達成した後に行使されることを前提とし、また、低い株価水準での新株予約権の行使による株価下落リスクを低く抑え、さらなる企業価値向上のための資金調達とする予定であります。今般発行する 2 回号の新株予約権による資金調達により売上、利益を拡大させることは、ひいては既存株主様の利益に資するものと考えております。

（※）IP（Intellectual Property）：ゲーム業界において IP とは、知的財産権のうち主に「著作権」を指します。漫画やアニメ等の他者が有する IP コンテンツをゲーム内で使用し、当該 IP コンテンツをベースとしたストーリーやキャラクターにより、もともとの IP コンテンツのファンの方及びゲームユーザー様双方に楽しんでいただくための施策です。

（2）本新株予約権の商品性

本新株予約権の発行による資金調達（以下「本スキーム」といいます。）においては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当により発行いたします。当社にとっては、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初 825 円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。）に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています（詳細は、それぞれの本新株予約権に係る別紙発行要項第 16 項を参照）。また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

① 覚書に基づく行使禁止について

当社は、当社の取締役会決議により、割当予定先に対し、何度も、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成 29 年 10 月 10 日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、平成 31 年 9 月 6 日以前の日とします。また、当社が当社取締役会の決議により行

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使禁止通知を行った場合、当社は当該決議の日にその旨開示するものとします。

② 覚書に基づく取得請求について

平成 30 年 10 月 6 日（同日を含みます。）以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は平成 31 年 9 月 6 日（同日を含みます。）以降平成 31 年 9 月 17 日（同日を含み、かつ、同日必着とします。）までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から 3 週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

③ 第 28 回新株予約権の行使条件について

割当予定先は、当社が TDnet を通じて決算短信又は四半期決算短信を公表した日（以下「短信公表日」といいます。）において、覚書に従って、当該短信公表日の直前の四半期に係る連結経営成績（連結財務諸表を作成していない場合には、経営成績。以下同じ。）における営業利益が 1 円以上であると判定された場合に限り、当該短信公表日の翌日以降、次の短信公表日まで（同日を含む。）の間、第 28 回新株予約権を行使することができます。なお、準拠する又は適用される会計基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、当社と割当予定先は、合理的な範囲内で、別途参考すべき適正な指標を協議して定めることができます。

（3）本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によってある一定レベルで調達額及び希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の機動性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の覚書及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

（本スキームの特徴）

① 希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。資金調達を優先しつつも、株価動向や資金の喫緊性等を勘案できるようにするために設定しており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。

② 最大希薄化が固定・分散されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は 2,400,000 株（第 27 回新株予約権及び第 28 回新株予約権の合計）で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、2,400,000 株は、平成 29 年 8 月 31 日現在における発行済株式数対比 14.91% となります。また、第 27 回新株予約権を先行して行使可能な状態とし、第 28 回新株予約権は下記⑦に記載の行使条件が成就した後に行使可能となるため、

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使による希薄化の時期の分散が期待されます。

③ 株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

④ 流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

⑤ 資金調達の柔軟性

本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

⑥ 譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

⑦ 第 28 回新株予約権の行使条件

割当予定先は、短信公表日において、覚書に従って、当該短信公表日の直前の四半期に係る連結経営成績における営業利益が 1 円以上であると判定された場合に限り、当該短信公表日の翌日以降、次の短信公表日まで（同日を含む。）の間、第 28 回新株予約権行使することができます。なお、準拠する又は適用される会計基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合、当社と割当予定先は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を協議して定めることができます。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

（本スキームのデメリット）

- ① 本新株予約権の発行時点では資金調達・資本増強とはなりえず、権利行使の進捗によって当該目的が実現できることになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われないこととなります。
- ② 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となります。
- ④ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(他の資金調達方法との比較)

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1か月から2か月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

③ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

株価に連動して転換価額が修正される第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。

④ ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

⑤ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,992,480,000	15,000,000	1,977,480,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第27回新株予約権及び第28回新株予約権の合計12,480,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第27回新株予約権及び第28回新株予約権の合計1,980,000,000円）を合算した金額です。な

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

お、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、信託銀行手数料及び変更登記費用等）の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 1,977,480,000 円について、具体的な使途及び支出予定期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定期
① IP 及びライセンス取得費	700,000	平成 29 年 10 月～ 平成 31 年 9 月
② 子会社における将来想定する M&A 費用	500,000	平成 29 年 10 月～ 平成 31 年 9 月
③ 新規ゲームタイトルの開発費	400,000	平成 29 年 10 月～ 平成 31 年 9 月
④ 新規ゲームタイトルの配信に伴う広告宣伝費	377,480	平成 30 年 3 月～ 平成 31 年 9 月
合計	1,977,480	－

① IP 及びライセンス取得費

当社は、開発ゲームタイトルのヒット確率をあげるため、世界で多くファン層を持つ IP 又はライセンス（以下「IP 等」といいます。）を獲得し、その IP 等を用いた新規ゲームを開発、配信する戦略であり、それに際しグローバルで通用する強力な IP 等は不可欠と考えております。当社の実績といたしましては、当社及び当社の共同開発先企業様とで共同で開発したサッカーゲームの「モバサカ CHAMPIONS MANAGER」は、FIFPro COMMERCIAL ENTERPRISES BV（国際プロサッカー協会）（以下「FIFPro」といいます。）からの許諾を得て、FIFPro 所属の選手を実名、実写で使用しているグローバルタイトルであり、平成 29 年 5 月より配信を開始した中国では、ゲームジャンルでのストアランキングの上位にランクインするなど、好評いただいたタイトルとなります。このように、知名度の高い IP やライセンスを用いることで、そのユーザー層をゲームユーザーへ取り込むことが期待できます。当社は今般調達する資金の一部を平成 30 年以降に配信するゲームのための強力 IP を取得する際の契約金等に充当する予定であり、IP ユーザーの新規ゲームへの取り込みと認知度の向上により、売上の拡大を図ります。なお、前回の新株予約権発行による資金調達（平成 28 年 11 月 15 日決議）により調達した資金のうち、IP の取得費用につきましては、上述の「モバサカ CHAMPIONS MANAGER」に係る IP の取得、及び現在共同開発契約交渉中の案件等に充当を予定しております。今般調達する IP 等の取得費用につきましては、平成 30 年以降の共同開発契約締結に向けた IP の版元様からの取得用として、版元様との契約締結時に支払うことも想定して調達す

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

るものであり、3～7本程度のIP等の取得を予定しております。なお、取得するIP等の人気、知名度の高さ、また、IP等の権利保有者様との交渉の結果によりその取得費用の支払、損益計上方法、タイミング等は影響を受けます。

② 子会社における将来想定するM&A費用

当社の企業理念である「世界70億人をワクワクさせる」の実現に向けた新たなステップとして、平成29年4月にIPやエンターテインメントコンテンツの取得、再生を行う子会社（株式会社モブキャスト・エンターテインメント）を設立いたしました。同子会社は、当社で開発するゲームに係るIP等のみならず、他のエンターテインメントコンテンツの取得、IP等及びエンターテインメントコンテンツに係る事業を取得し、当社グループの強みを付加して価値を上げ、また、当社グループのネットワークによる新たな販売機会を創出し、より多くのみなさまに価値のあるサービスを届けてまいる予定であります。なお、当社グループ内においては、役割を分担し各社それぞれの業務に集中することで成功確率を高めるため、IP、エンターテインメントコンテンツ等を取得し再生するM&A業務については子会社である株式会社モブキャスト・エンターテインメントにおいて実施し、当社は当該子会社を通じて取得したIP等、又は独自に取得したIP等を利用した新規ゲームタイトルの開発及び運営に専念することを想定しております。今般調達する資金をもとに想定している子会社におけるM&Aにつきましては、いくつか候補のある中でデューデリジェンス等を通じて事業収益性等を判断したうえで実行してまいる予定であります。そのタイミング、金額等につきましては、先方企業様との交渉等により損益計上の影響度合い及び投資規模は異なります。

③ 新規ゲームタイトルの開発費

当社は、平成25年よりネイティブアプリゲームの開発を開始しており、平成29年8月までに自社開発タイトルとして5本、また、共同開発タイトルとして2本のタイトルを開発してまいりました。特に、平成29年については、昨年調達した資金をもとに開発した「モバプロ2レジェンド（旧称「Project LEGEND」）」の配信を開始し、また、平成30年3月までに開発中の「キングダム乱 -天下統一への道-（旧称「Project OK」）」の配信を予定しております。平成30年以降は、本年度に引き続き、現在開発中のタイトルをはじめとする複数本のネイティブアプリの新規ゲームタイトルを開発し、グローバル市場に投入してまいります。なお、前回の新株予約権発行による資金調達（平成28年11月15日決議）により調達した新規ゲームタイトルの開発資金につきましては、上述の「モバプロ2 レジェンド」、「キングダム乱 -天下統一の道-」、「Project LIP（旧称「Project LVS」）」等の開発に充当しており、今般調達した開発費については上記①又は②により取得したIP等を用いた今後開発を開始する新しいゲームタイトル、又は自社オリジナルの新規ゲームタイトルの開発のための人件費、外注費、人材採用のための採用費及びゲーム配信開始後初期の運営体制構築費用に充当する方針であります。なお、これまでの当社の平均的なゲームの開発費用は1タイトル当たり約100,000千円～150,000千円であり、新規ゲームタイトルについても同程度の開発費用を見込んでおります。

④ 新規ゲームタイトルの配信に伴う広告宣伝費

新規ゲームタイトルのヒットのためには多くのユーザーに新規ゲームタイトルを知ってもらうことが必要であり、認知度向上のためには多くのユーザーの目に触れる大規模な広告宣伝とターゲットに合わせた効率的なWeb広告等のプロモーションが必要となります。今般調達する資金は、上記③等により新規に開発するゲームタイトルの配信にあわせ国内外でのテレビCM、インターネット広告、イベント等そのゲームタイトルの配信地域、ター

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ゲットに合わせたグローバルな広告宣伝等に充当する予定であります。なお、広告宣伝費につきましては、実際の広告を打つタイミングに先だって前払金等による契約の確定、また、外注での広告素材の作成等もあることから、ゲーム配信のタイミングで広告宣伝活動を行うよりも実際には前倒しとなる可能性があります。

(注) 1. 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出予定時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

2. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があり、また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する場合があります。そのため、支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、状況を勘案して柔軟に対応しますが、上記①又は②への充当を優先し、まずは新規ゲームタイトル開発のためのIP等の確保、子会社におけるM&A案件等の契約締結に伴う契約金の支払を行い、案件を獲得いたします。上記③及び④については、上記①及び②のように一時期に多額の支出を要するものではなく毎月ながらに支出していく性質のものであることから、資金調達状況をふまえ順次③及び④へ充当することを想定しております。また、調達金額が上記支出予定金額を超過した場合には、超過した金額を上記①へ充てることを想定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、企業価値を増大し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行価額の算定根拠及び発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（825円）、当社株式のボラティリティ（88.0%）、配当利回り（0.0%）、無リスク利子率（-0.1%）、当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使禁止通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使禁止通知及び行使条件による制限のない場合に株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権行使する際に、当社がその

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等）を置き評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額（第 27 回新株予約権は 679 円、第 28 回新株予約権は 361 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を評価額と同額（第 27 回新株予約権は 679 円、第 28 回新株予約権は 361 円）としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 29 年 9 月 19 日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額（第 27 回新株予約権は 495 円、第 28 回新株予約権は 660 円）を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近 6 ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額を考慮して算定された評価額に基づき決定された本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。なお、本新株予約権の行使価額の修正比率 90% は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て設定しました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は算定結果である評価額と同額であり、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は割当予定先に対する有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法と判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大 2,400,000 株（議決権数 24,000 個）であり、平成 29 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 16,100,008 株に対して 14.91%、平成 29 年 6 月 30 日現在の総議決権数 160,982 個に対しても同様に 14.91% の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社グループが新しいステージへと一步を踏み出し業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 1,858,466 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定の覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使禁止期間を定め希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	大和証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中田 誠司 (平成 29 年 9 月 20 日現在)		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	1,000 億円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 4 年 8 月 21 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	810,200 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	8,785 名		
(10) 主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
(12) 大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 100%		
(13) 当事会社間の関係	資 本 関 係 割当予定先が保有している当社の株式の数：143,500 株 (平成 29 年 6 月 30 日現在) 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株 (平成 29 年 6 月 30 日現在)		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態(単体) (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決 算 期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純 資 産	700,728	781,164	839,193
総 資 産	12,068,012	10,524,143	10,285,825
1 株当たり純資産(円)	864,883.09	964,162.20	1,035,785.78
営 業 収 益	386,659	369,158	334,911
営 業 利 益	136,590	114,541	82,414
経 常 利 益	138,687	116,272	85,234
当 期 純 利 益	127,032	80,859	58,461
1 株当たり純利益(円)	156,791.37	99,801.97	72,156.28
1 株当たり配当額(円)	86,400	—	124,000

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によってある一定レベルで調達額及び希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の機動性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2. 募集の目的及び理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。一方で、割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成 29 年 6 月 29 日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第 25 期）の平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する充分な現預金及びその他の流動資産（現預金：1,160,586 百万円、流動資産計：10,177,581 百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成 30 年 4 月 3 日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

- ① 発行済の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により株式を発行又は処分する場合。
- ⑤ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の 5 % を上限として株式を発行又は処分する場合。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 6 月 30 日現在）		
氏名	持株数	持株比率
藪 考樹	4,235,200	26.31%
株式会社 SBI 証券	1,100,500	6.84%
株式会社でらぐー	482,800	3.00%
エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ株式会社	450,000	2.80%
ハクバ写真産業株式会社	350,000	2.17%
楽天証券株式会社	286,500	1.78%
海老根 智仁	286,000	1.78%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	207,565	1.29%

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

カブドットコム証券株式会社	191,900	1.19%
大和証券株式会社	143,500	0.89%

(注) 1. 平成 29 年 6 月 30 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、

今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

3. 「持株比率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 29 年 12 月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

(単位 : 千円)

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
連 結 売 上 高	3,818,587	3,913,124	3,097,005
連結営業利益又は連結営業損失(△)	318,000	△445,552	△222,630
連結経常利益又は連結経常損失(△)	316,012	△471,318	△234,725
親会社株主に帰属する連結当期純利益又は親会社株主に帰属する連結当期純損失(△)	154,641	△1,658,257	△333,178
連 結 当 期 純 損 失 (△)			
1 株当たり連結当期純利益又は 1 株当たり連結当期純損失(△)(円)	11.02	△114.30	△22.61
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (円)	156.19	64.08	132.22

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年 8 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	16,100,008 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	32,800 株	0.20%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	-	-
----------------------------	---	---

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	1,396円	799円	505円
高 値	1,399円	1,514円	1,699円
安 値	613円	456円	217円
終 値	809円	523円	920円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	869円	863円	829円	1,193円	970円	844円
高 値	902円	915円	1,433円	1,214円	977円	885円
安 値	772円	806円	822円	928円	757円	780円
終 値	858円	822円	1,188円	973円	912円	825円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 平成29年9月の株価については、平成29年9月19日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成29年9月19日
始 値	820円
高 値	837円
安 値	816円
終 値	825円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第26回新株予約権の発行

割 当 日	平成28年12月1日
発 行 新 株 予 約 権 数	1,462個
発 行 価 領	新株予約権1個当たり6,543円（総額9,565,866円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額	1,162,617,866円（差引手取概算額）
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,621,808株

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割 当 先	大和証券株式会社
当該募集による潜在株式数	1,462,000 株
現時点における行使状況	全て権利行使済みです。
現時点における調達した資金の額	1,525,732,866 円（差引手取額）
発行時における当初の資金用途	①新規ゲームタイトルの開発 ②IP の取得 ③新規ゲームタイトルの配信に伴う広告宣伝費
発行時における支出予定期	平成 28 年 12 月～平成 30 年 3 月
現時点における充当状況	7月末時点で、642 百万円使用しており、平成 29 年末までに 1,366 百万円充当予定であります。主な充当内容として、新規ゲームタイトルの開発及び初期運営費として 7月末時点で 405 百万円（年末までに 512 百万円予定）、IP 等の取得費用として 161 百万円（年末までに 441 百万円予定）、広告宣伝費として 75 百万円（年末までに 412 百万円）充当しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社モブキャスト
第27回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社モブキャスト第27回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 12,000個
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり679円
(本新株予約権の払込総額8,148,000円)
4. 申込期間 平成29年10月6日
5. 新株予約権の割当日 平成29年10月6日
6. 新株予約権の払込期日 平成29年10月6日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。
ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後割当株式数}} = \text{調整後行使価額}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初825円とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 行使価額の修正

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 行使価額は、修正日（第 18 項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が 495 円（以下「下限行使価額」といい、第 13 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当での効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときは、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を使用した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
 ④本項第（2）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第（2）号及び第（4）号にかかわらず、本項第（2）号及び第（4）号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第（2）号及び第（4）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成29年10月10日から平成31年10月9日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり679円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 679 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となつた場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 679 円にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第 25 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 14 項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第 21 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 22 項に定める本新株予約権の行使に関する払取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 17 項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を金 679 円（1 株当たり金 6.79 円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 29 年 9 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 品川駅前支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株式会社モブキャスト
第28回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社モブキャスト第28回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の総数 12,000個
3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり361円
(本新株予約権の払込総額4,332,000円)
4. 申込期間 平成29年10月6日
5. 新株予約権の割当日 平成29年10月6日
6. 新株予約権の払込期日 平成29年10月6日
7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。
ただし、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
(1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後割当株式数}} = \text{調整後行使価額}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初825円とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 行使価額の修正

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (1) 行使価額は、修正日（第 18 項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。
- (2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に第 13 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が 660 円（以下「下限行使価額」といい、第 13 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{aligned} \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \\ \text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{aligned}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当での効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号③に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本⑤において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときは、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を使用した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（2）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 ③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
 ④本項第（2）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第（2）号及び第（4）号にかかわらず、本項第（2）号及び第（4）号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第（2）号及び第（4）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成29年10月10日から平成31年10月9日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり361円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第27回及び第28回新株予約権の発行について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 361 円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

- (3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となつた場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり 361 円にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第 25 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 14 項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第 21 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第 22 項に定める本新株予約権の行使に関する払取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 17 項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、権利行使期間、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を金 361 円（1 株当たり金 3.61 円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 29 年 9 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 品川駅前支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 27 回及び第 28 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。